

森町告示第137号（令和4年12月5日告示）に関して、下記のとおり一部を変更する。

変更箇所

1. 3頁8(1)

(1) 定期の申請は、令和4年12月12日から令和5年1月31日までとする。

を、

(1) 定期の申請は、「建設工事」「設計等」については、令和4年12月12日から令和5年1月31日までとし、「物品等」については期間を延長し、令和4年12月12日から令和5年2月10日までとする。

へ変更する。